



第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
開催場所：東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー22階 当社本店

※新型コロナウイルス感染症の流行が続いております。本株主総会に出席される株主様は株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮いただき、ご来場いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、本株主総会会場においても、感染防止措置を講じてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします（詳しくは 頁をご覧ください）。なお、議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、ご利用をご検討下さい。

※株主総会にご出席いただいた株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目次

第102回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件(提供書面)	
事業報告	32
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告書	57

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

アキレス株式会社

代表取締役社長 伊 藤 守

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁まで）にしたがって、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー 22階
当社本店
3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人または監査役が会計監査報告または、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載させていただきます。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について

- ご出席を予定されている株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席につきまして、見送ることも含め、十分にご検討下さいますようお願いいたします。
- 株主様の議決権は、ご出席いただくほかに、書面またはインターネットによって行使することもできますので、ぜひご利用をご検討下さい。議決権行使方法につきましては、招集ご通知3頁、4頁をご参照下さい。
- 会場入り口にはアルコール消毒液をご用意させていただくとともに、受付時に株主様の体温測定の実施を予定しております。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には入場をお断りする場合がございます。
- 感染リスク低減のため、会場内のお座席は例年よりも距離を空けて配置させていただきます。これにより十分な席数を確保できない可能性がございます。
- 会場内ではマスクの着用にご協力下さい。
- 運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。
- 商品紹介の展示の実施は見送らせていただきます。
- 新型コロナウイルスの影響等、ご事情により出席できない株主様のために、株主総会の状況を撮影の上、後刻当社ウェブサイトに掲載することを予定しております。

今後の状況により、上記の対応を変更することがございます。株主総会の運営について大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法があります。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時
2022年6月29日(水)
午前10時 (受付開始 午前9時)

総会会場(新宿フロントタワー)の所在場所は裏表紙「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

*当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「本招集ご通知」を当日会場までご持参下さいますようお願い申し上げます。

代理人様のご出席について

*株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。代理出席の場合、代理人の方も議決権を有する株主様である必要があります。代理人様として行使する議決権行使書用紙および代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。

株主総会にご出席いただけない場合

1. 郵送による議決権行使の場合



行使期限

2022年6月28日(火) 午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するようご返送下さい。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用下さい。

*議決権行使書用紙に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2. インターネットによる議決権行使の場合



行使期限

2022年6月28日(火) 午後5時20分まで

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、議案の賛否をご入力の上、上記期限までにご送信下さい。

【議決権行使ウェブサイトURL】
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳しくは次頁をご覧ください。

パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

- 検索サイトで検索
- 下記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使 みずほ 検索

または

- 議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



STEP 2

ログイン

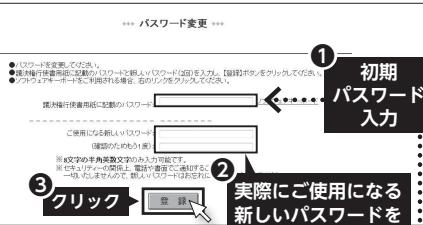
- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより同様に送信が完了した場合は、当該電子メール末尾に記載しております)

議決権行使コード:



STEP 3

パスワードの変更



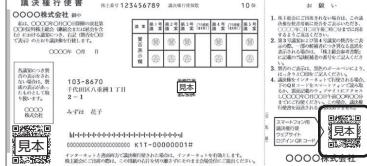
以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォン専用サイトのご案内

スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。

詳細は右の図をご参照下さい。

※QRコード® 読み取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。



議決権行使における注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使とさせていただきます。
- (2) インターネットにて複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使とさせていただきます。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524** (フリーダイヤル) (年末年始を除く 9:00~21:00)
- (2) 上記 (1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 **0120-288-324** (フリーダイヤル) (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の安定と収益の向上による経営基盤の強化の上に、株主の皆様への安定的な利益還元を維持することを基本としております。第102期の期末配当につきましては、当期の業績および諸般の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金40円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は625,984,560円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。
これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものであります。
- (3) 地震等の自然災害や不測の事態に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第12条（招集および招集地）第2項を削除するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

- ② 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようになるため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、削除するものであります。
 - ④ 上記変更についての効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (5) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第28条（取締役の責任免除）第2項において責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、各監査役の同意を得ております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則第1条を設けるものいたします。
- (6) 上記条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。また、その他表現の明確化を図るため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、アキレス株式会社と称する。 英文では、Achilles Corporationと表わす。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む<u>をもって目的とする。</u></p> <p>(1) 次の商品に関する製造、加工、販売ならびに輸出入</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ゴムおよび合成樹脂製品ならびに原材料 ② 履物、その附属品および皮革製品 ③ 日用品雑貨類 ④ 農業資材 ⑤ 工業用資材 ⑥ 家具用資材 ⑦ 車輛資材 ⑧ スポーツ用品 ⑨ ゴムボートおよび附属品 ⑩ 防災用品 ⑪ 雨衣および衣料 ⑫ 住宅建材・機器および内装材 ⑬ 寝装品およびインテリア用品 ⑭ 静電気対策資材 ⑮ R I M成形品 ⑯ 塗装・蒸着マスクおよび電鍍金型 ⑰ 福祉介護用品 ⑱ 衝撃吸収材 <p>(2) 汚水処理に関する装置の製造および販売</p> <p>(3) 建築・土木に関する業務</p> <p>(4) 金属および合成樹脂等への表面処理剤の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(5) 不動産の賃貸に関する業務</p> <p>(6) ライセンス事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、アキレス株式会社と称し、英文では、Achilles Corporationと表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む<u>こと</u>を目的とする。</p> <p>(1) 次の商品に関する製造、加工、販売ならびに輸出入</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ゴムおよび合成樹脂製品ならびに原材料 ② 履物、その附属品および皮革製品 ③ 日用品雑貨類 ④ 農業資材 ⑤ 工業用資材 ⑥ 家具用資材 ⑦ 車輛資材 ⑧ スポーツ用品 ⑨ ゴムボートおよび附属品 ⑩ 防災用品 ⑪ 雨衣および衣料 ⑫ 住宅建材・機器および内装材 ⑬ 寝装品およびインテリア用品 ⑭ 静電気対策資材 ⑮ R I M成形品 ⑯ 塗装・蒸着マスクおよび電鍍金型 ⑰ 福祉介護用品 ⑱ 衝撃吸収材 <p>(2) 汚水処理に関する装置の製造および販売</p> <p>(3) 建築・土木に関する業務</p> <p>(4) 金属および合成樹脂等への表面処理剤の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(5) 不動産の賃貸に関する業務</p> <p>(6) ライセンス事業</p> <p>(7) 総合リース業およびレンタル業</p> <p>(8) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生および再生品の販売</p> <p>(9) 前各号に関する技術指導、受託開発およびコンサルティング業務</p> <p>(10) 前各号に附帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集および招集地) 第12条 (条文省略) 2 株主総会の招集地は本店所在地または足利市とする。</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>10名以内とする。</u> 2 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報 酬 等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条～第40条（条文省略）</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第31条～第35条（現行どおり）</p> <p>(附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査等委員会設置会社移行前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	当事業年度の 取締役会への出席状況
1	日景一郎	再任 専務取締役 営業部門統轄兼シューズ部門 担当	100%（16回／16回）
2	伊藤守	再任 代表取締役社長	100%（16回／16回）
3	藤澤稔	再任 常務取締役 管理部門統轄兼CSR担当	100%（16回／16回）
4	横山浩樹	再任 取締役 製造部門統轄兼産業資材製造 本部長	100%（16回／16回）
5	大蔵孝也	再任 取締役 プラスチック部門担当兼車輻 資材事業部長	100%（16回／16回）
6	山本勝治	再任 取締役 産業資材部門担当	93.8%（15回／16回）
7	柳川達也	新任 執行役員 海外事業推進担当兼工業資材 事業部長兼工業資材販売部長	—
8	河野和晃	新任 執行役員 経理本部長	—
9	佐藤修	再任 社外 独立役員 取締役	100%（16回／16回）
10	舘野均	新任 社外 独立役員 —	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p>ひかげ いちろう 日景 一郎 (1961年6月4日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員断熱資材事業部長 2012年6月 当社取締役産業資材部門担当兼断熱資材事業部長 2014年1月 当社取締役営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼断熱資材事業部長 2014年4月 当社取締役営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼断熱資材事業部長兼購買本部長 2014年6月 当社取締役営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼購買本部長 2016年1月 当社取締役営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼購買担当 2018年6月 当社常務取締役製造部門統轄兼生産革新担当 2020年6月 当社専務取締役営業部門統轄兼シューズ部門担当 (現在に至る)</p>	7,900株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>日景一郎氏は、営業部門、製造部門の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	 <p>いと う まもる 伊 藤 守 (1954年1月31日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1979年 4月 当社入社</p> <p>2002年 4月 当社執行役員電子材料開発担当兼研究開発本部開発第一グループ長兼静電気技術部長</p> <p>2004年 6月 当社取締役工業資材製造担当兼研究開発副本部長</p> <p>2006年 6月 当社取締役研究開発副本部長</p> <p>2006年 9月 当社取締役研究開発副本部長兼知的財産部長</p> <p>2007年 6月 当社常務取締役新規事業担当兼研究開発副本部長</p> <p>2008年 6月 当社常務取締役産業資材部門統轄兼研究開発副本部長</p> <p>2008年10月 当社常務取締役プラスチック部門統轄兼産業資材部門統轄</p> <p>2010年 6月 当社代表取締役専務取締役営業部門管掌兼海外事業担当</p> <p>2012年 6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	25,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>伊藤守氏は、当社の代表を12年間務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p>ふじさわ みのる 藤澤 稔 (1960年3月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>1978年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員経理本部長 2012年6月 当社取締役経理本部長兼経営企画本部長 2016年1月 当社取締役経理本部長 2018年6月 当社常務取締役CSR・人事総務・経理担当兼コンプライアンス本部長 2020年6月 当社常務取締役管理部門統轄兼CSR担当 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> アキレス商事(株)代表取締役</p>	8,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>藤澤稔氏は、管理部門の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としてしました。</p>			
4	 <p>よこやま ひろき 横山 浩樹 (1965年10月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年2月 当社入社 2016年6月 当社執行役員産業資材製造本部長兼工業資材工場長 2018年1月 当社執行役員産業資材製造本部長 2019年6月 当社執行役員産業資材製造本部長兼工業資材工場長 2020年1月 当社執行役員産業資材製造本部長 2020年6月 当社取締役製造部門統轄兼産業資材製造本部長 (現在に至る)</p>	3,900株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>横山浩樹氏は、製造部門の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
5	 <p>おおくら たかや 大 蔵 孝 也 (1960年8月4日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2014年 4月 当社執行役員車輛資材事業部長兼車輛資材販売部長 2015年 4月 当社執行役員車輛資材事業部長 2018年 6月 当社取締役プラスチック部門・購買担当兼車輛資材事業部長 2020年 6月 当社取締役プラスチック部門担当兼車輛資材事業部長 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 阿基里斯(上海)国際貿易有限公司、阿基里斯(佛山)新型材料有限公司董事長</p>	2,900株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>大蔵孝也氏は、プラスチック部門の責任者や海外子会社の代表を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としてしました。</p>			
6	 <p>やまもと かつし 山 本 勝 治 (1957年11月12日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1976年 4月 当社入社 2011年 6月 当社執行役員ウレタン事業部長兼支社ウレタン販売部長 2013年 1月 当社執行役員ウレタン事業部長 2014年12月 当社執行役員ウレタン事業部長兼支社ウレタン販売部長 2020年 6月 当社取締役産業資材部門担当 (現在に至る)</p>	3,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>山本勝治氏は、産業資材部門の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	 <p>やながわ たつや 柳川 達也 (1965年8月31日生)</p> <p>新任</p>	<p>1989年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員海外事業推進担当兼工業資材販売部長 2021年10月 当社執行役員海外事業推進担当兼工業資材事業部長兼工業資材販売部長 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 阿基里斯先進科技股份有限公司董事長</p>	2,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>柳川達也氏は、海外事業推進や工業資材事業部の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者としてしました。</p>			
8	 <p>こうの かずあき 河野 和晃 (1970年11月29日生)</p> <p>新任</p>	<p>1993年4月 当社入社 2018年6月 当社執行役員経理本部長兼経理部長 2020年1月 当社執行役員経理本部長 (現在に至る)</p>	2,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>河野和晃氏は、経理部門の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する高い見識と豊富な経験を有することから、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
9	 <p>さとう おさむ 佐 藤 修 (1955年4月22日生)</p> <p>再 任 社 外 独立役員</p>	<p>1978年4月 鹿島建設株式会社入社 1995年8月 鹿島建設社員組合中央執行委員長 1998年4月 同社営業本部営業部長 2004年4月 同社営業本部営業統括部長 2010年4月 同社執行役員営業本部副本部長 2015年4月 同社常務執行役員営業本部副本部長 2017年4月 同社顧問 (非常勤) 鹿島建物総合管理株式会社専務執行役員 2018年4月 鹿島建設株式会社顧問 (常勤) 2018年6月 当社取締役 (現在に至る) 2019年4月 鹿島建設総合管理株式会社専務執行役員 2021年4月 鹿島建設総合管理株式会社特任顧問 (現在に至る) 2022年4月 イシプロ株式会社顧問 (現在に至る)</p>	2,500株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>佐藤修氏は、長年にわたり鹿島建設株式会社の執行役員を務めるなど、企業経営および建設・土木業界に関する高い見識と豊富な経験を有しております。2018年6月の当社取締役就任以降は、業務を執行する経営陣から独立した立場で、取締役会における経営判断および重点分野でもあるインフラ整備関連製品の事業拡大に関する的確な提言・助言をいただいております。今後も同様の貢献をいただけるものと期待しております。以上の理由から、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	 <p>た ち の ひ と し 館 野 均 (1957年9月30日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>1982年4月 三井石油化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 1994年11月 京都大学博士（工学）取得 2010年4月 三井・デュポン ポリケミカル株式会社企画部長 2011年6月 同社取締役企画管理部門担当 2013年6月 同社取締役営業・マーケティング部門担当 2016年6月 同社代表取締役社長 2019年6月 三井・ダウ ポリケミカル株式会社代表取締役社長</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>館野均氏は、三井・ダウ ポリケミカル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業経営および化学業界に関する高い見識と豊富な経験を有しております。これらを生かし、業務を執行する経営陣から独立した立場で、取締役会における経営判断および事業課題でもある脱プラスチックに対応したバイオマス・生分解性素材事業の拡大などに関する的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。以上の理由から、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、同氏を社外取締役候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤修氏および舘野均氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 佐藤修氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。佐藤修氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
舘野均氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が当該保険契約により填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責金額等を定めております。すべての取締役候補者は、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
6. 佐藤修氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
なお、佐藤修氏は、イシグロ株式会社の顧問であります。当社と同社の取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
7. 舘野均氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員条件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員に指定予定であります。
なお、舘野均氏は、2022年3月まで当社とアドバイザー契約を締結しておりましたが、その報酬額は年間180万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p>やまだ しげる 山田 茂 (1956年10月9日生)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p>	<p>1975年4月 当社入社 2006年6月 当社原価計算部長 2007年10月 当社経理部長 2008年1月 当社原価計算部長 2010年1月 当社足利総務部長 2013年1月 当社原価計算部長 2015年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)</p>	7,800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>山田茂氏は、経理部門、総務部門の要職を務めるなど、当社グループの事業ならびに財務、会計、管理業務に関する高い見識と豊富な経験を有しております。また、長年にわたり監査役として適切に職務を執行していることから、取締役会の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	 <p>きくいり のぶゆき 菊 入 信 幸 (1965年7月29日生)</p> <p>新 任</p>	<p>1989年 4 月 当社入社 2008年 7 月 当社人事総務部長 2013年 1 月 当社足利総務部長 2020年 6 月 当社補欠監査役 2021年 6 月 当社常勤監査役 (現在に至る)</p>	1,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>菊入信幸氏は、人事総務部門の要職を務めるなど、当社グループの事業ならびに人事、労務、管理業務に関する高い見識と豊富な経験を有しております。また、監査役として適切に職務を執行していることから、取締役会の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p>すとう まさこ 須藤昌子 (1972年9月9日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>1998年4月 弁護士登録 東京青山・青木法律事務所</p> <p>2002年6月 岩本法律事務所開設 (現在に至る)</p> <p>2011年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>2021年6月 伊藤忠エネクス株式会社社外監査役 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 岩本法律事務所 伊藤忠エネクス株式会社社外監査役</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>須藤昌子氏は、弁護士資格を有し企業法務に精通していることに加え、伊藤忠エネクス株式会社で社外監査役を務めるなど、豊富な経験を有しております。また、当社社外取締役就任以降は、取締役会において専門性を生かした的確な提言・助言をいただいております。また、監査等委員会においても同様の貢献をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの取締役会の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
4	 <p>あ り が よ し の り 有 賀 美 典 (1964年7月19日生)</p> <p>新 任 社 外 独立役員</p>	<p>1989年10月 中央新光監査法人 1994年 3月 公認会計士登録 1995年10月 プライスウォーターハウスクーパースL L P 2000年 9月 中央青山監査法人 2004年 9月 公認会計士有賀美典事務所開設 (現在に至る) 2004年 9月 税理士酒巻敬二事務所 2005年 1月 税理士登録 2011年 6月 当社補欠監査役 2011年 9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人監 督役員 (現在に至る) 2013年 1月 税理士有賀美典事務所開設 (現在に至る) 2016年 6月 当社監査役 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 公認会計士・税理士有賀美典事務所 アクティビア・プロパティーズ投資法人監督役員</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>有賀美典氏は、公認会計士および税理士資格を有し財務会計に精通していることに加え、長年にわたり実務を通じて培われた豊富な経験を有しております。また、当社監査役就任以降は、監査役会において財務会計に関する専門性を生かした的確な提言・助言をいただいております。また、監査等委員会においても同様の貢献をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの取締役会の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	 <p>かさほら ちえ 笠原 智恵 (1968年9月15日生) (戸籍上の氏名：福田智恵)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 集国際法律事務所</p> <p>2006年11月 Greenberg Traurig LLP, New York</p> <p>2007年11月 集あすか法律事務所</p> <p>2008年1月 集あすか法律事務所パートナー</p> <p>2009年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業</p> <p>2010年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）パートナー (現在に至る)</p> <p>2015年6月 株式会社クレディセゾン社外監査役 (現在に至る)</p> <p>2016年6月 当社補欠監査役</p> <p>2019年6月 当社監査役 (現在に至る)</p> <p>2020年12月 株式会社エムティーアイ社外監査役 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 株式会社クレディセゾン社外監査役 株式会社エムティーアイ社外監査役</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>笠原智恵氏は、弁護士資格を有し企業法務に精通していることに加え、株式会社クレディ・セゾン、株式会社エムティーアイで社外監査役を務めるなど、豊富な経験を有しております。また、当社監査役就任以降は、監査役会において専門性を生かした的確な提言・助言をいただいております。監査等委員会においても同様の貢献をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの取締役会の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 須藤昌子氏、有賀美典氏および笠原智恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 須藤昌子氏は、現在、当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 有賀美典氏および笠原智恵氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって有賀美典氏は6年、笠原智恵氏は3年となります。
5. 須藤昌子氏、有賀美典氏および笠原智恵氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。須藤昌子氏、有賀美典氏および笠原智恵氏の選任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が当該保険契約により填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責金額等を定めております。すべての候補者は、監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、有賀美典氏および笠原智恵氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
8. 当社は、須藤昌子氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
- なお、須藤昌子氏は、2011年3月まで当社と顧問弁護士契約を締結しておりましたが、顧問弁護士としての報酬は年間120万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス
第3号議案および第4号議案の候補者が有する主な知識・経験・能力は以下のとおりです。

氏名		企業経営	営業・マーケティング	製造・技術	人事・人材開発	財務・会計・税務	法務・コンプライアンス	グローバル	ESG・サステナビリティ
日景 一郎		○	○	○			○	○	○
伊藤 守		○	○	○			○	○	○
藤澤 稔		○			○	○			
横山 浩樹		○		○	○				○
大蔵 孝也		○	○			○		○	
山本 勝治		○	○						
柳川 達也			○					○	
河野 和晃						○	○		
佐藤 修	社外	○	○		○				
館野 均	社外	○	○	○				○	
山田 茂	監査等委員				○	○	○		
菊入 信幸	監査等委員				○		○		
須藤 昌子	監査等委員	社外			○		○		
有賀 美典	監査等委員	社外				○	○		
笠原 智恵	監査等委員	社外					○	○	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
 <p>まつおか かずおみ 松岡 一臣 (1967年5月21日生)</p> <p>社 外 独立役員</p>	<p>1990年8月 TAC株式会社 1991年8月 中央新光監査法人 1994年3月 公認会計士登録 1996年11月 ドイツ・クーパース・アンド・ライブランド会計事務所（現 プライスウォーターハウスクーパース）デュッセルドルフ事務所 1999年9月 中央新光監査法人 2000年7月 インステイネット証券会社CFO 2001年4月 ジャパンクロス証券株式会社監査役 2001年12月 税理士登録 2001年12月 松岡一臣公認会計士・税理士事務所開設（現在に至る） 2004年9月 インステイネット証券会社取締役管理本部長 2006年5月 SBIホールディングス株式会社経営企画室付部長 2006年11月 SBIジャパンネクスト証券株式会社取締役兼執行役員 2011年12月 株式会社イメージエポック社外取締役 2012年6月 DREAMプライベートリート投資法人監督役員（現在に至る） 2012年12月 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役（現在に至る） 2014年3月 AppBank株式会社社外監査役 2016年7月 社会福祉法人多摩同例会監事（現在に至る） 2019年5月 株式会社ホビーストック社外監査役（現在に至る） 2020年5月 株式会社クリエイイト・レストランツ・ホールディングス社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2021年3月 AppBank株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）</p> <p><重要な兼職の状況> 松岡一臣公認会計士・税理士事務所 DREAMプライベートリート投資法人監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役 社会福祉法人多摩同例会監事 株式会社ホビーストック社外監査役 株式会社クリエイイト・レストランツ・ホールディングス社外取締役（監査等委員） AppBank株式会社社外取締役（監査等委員）</p>	<p>一株</p>

補欠社外取締役候補者とした理由および期待される役割

松岡一臣氏は、公認会計士および税理士資格を有し財務会計に精通していることに加え、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディング、AppBank株式会社で社外取締役（監査等委員）を務めるなど、豊富な経験を有しており、監査等委員会において財務会計に関する専門性を生かした的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの取締役会の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が当該保険契約により填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責金額等を定めております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 候補者は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員 の条件を満たしており、社外取締役に就任した場合には、独立役員に指定する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会決議により、年額350百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、45頁以降に記載する当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模や役員構成、事業展開を総合的に勘案したものであることから相当であるものと考えております。

なお、当該報酬額の範囲内において賞与等を支給できるものとし、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案通りに承認可決されますと、10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模や役員構成、事業展開を総合的に勘案したものであることから相当であるものと考えております。

なお、当該報酬額の範囲内において賞与等を支給できるものといたします。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案通りに承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の流行が継続したものの、ワクチン接種の進展や行動制限の緩和、各国の経済政策などの効果により回復傾向となりました。その一方で、経済活動の本格化に伴う需給バランスの悪化やウクライナ情勢によるエネルギー・原材料価格の上昇などの影響がありました。

日本経済も、新型コロナウイルス感染症の流行継続の中、ワクチン接種の進展や行動制限の緩和による持ち直しが見られたものの、新たな変異株の出現や、半導体不足、エネルギー・原材料価格の上昇などの影響により、先行き不透明な状況が継続しました。

このような事業環境のもと、当社グループは企業価値の増大を目指して、お客様が求める商品・ブランド力のある商品創りに注力してまいりました。具体的には感染症対策製品、省エネルギー関連製品、環境対応製品、防災関連製品、生活関連製品、インフラ整備関連製品などの重点分野、およびグローバル化へ積極的な事業展開を推進するとともに、継続してコストダウンおよび省エネルギー・廃棄物の削減に取り組んでまいりました。

その結果、当期連結業績は売上高75,953百万円(前期は73,617百万円)、営業利益855百万円(前期は1,569百万円)、経常利益1,595百万円(前期は2,080百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益1,525百万円(前期は3,215百万円)となりました。

以下、各事業につきご報告申し上げます。

シューズ事業

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい市況が継続しましたが、主力である衝撃吸収素材「ソルボセイン」搭載のコンフォートシューズ「アキレス・ソルボ」やジュニアスポーツシューズ「瞬足」、世界有数のランニングシューズブランド「BROOKS（ブルックス）」の販売が回復しました。

プラスチック事業

当連結会計年度において、防災事業部を新たに設置し、従来の引布販売部の業務を移管しております。これは、年々増加する自然災害・疫害に対して、長年培ってきた技術・経験を生かし、予防対策から災害時の救助・救命、避難所支援、復旧・復興活動にいたるまで、必要な製品・サービスを提供し、人々の暮らしと命を守り、安全・安心な社会の実現を目指すことを目的としております。

この新設・移管に伴い、「引布商品」を「防災対策商品」に名称変更しております。

車輦内装用資材は、半導体不足、新型コロナウイルス感染拡大による部品不足の影響を受けた自動車メーカーの生産停止および減産が継続し、国内は苦戦しましたが、北米、中国市場では販売が回復しました。

化成品は、北米向け医療用フィルム、中国・台湾向けエレクトロニクス用フィルム、欧州・豪州向けエクステリア用フィルムなどの海外向け製品が大きく伸長し、国内では農業・林業用生分解性フィルムが好調に推移しました。

建装資材は、住宅設備部品の供給難などによる建物の完工遅延の影響を受けましたが、新柄投入の効果により回復基調で推移しました。

防災対策商品は、米国向けゴムボートの販売が好調に推移しましたが、エアーテントが伸び悩みました。

産業資材事業

ウレタンは、主力の寝具・車輦用が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて低調に推移しました。

断熱資材は、戸建住宅向けのボード製品、パネル製品、スチレン製品が伸長しました。

工業資材は、海外ユーザーを中心とした半導体分野向け搬送用部材の販売が拡大し、国内では医療機器向けRIM成形品が伸長しました。

当連結会計年度の各事業の状況は以上述べたとおりであります。
以下、各事業区分の売上高を記載いたします。

事業	売上高(当期)	構成比率	売上高(前期)
シューズ事業	11,497 百万円	15.1 %	10,412 百万円
プラスチック事業	36,307	47.8	34,428
産業資材事業	28,148	37.1	28,776
合計	75,953	100.0	73,617

② 設備投資の状況

1) 当連結会計年度に完成した主な設備

プラスチック事業 車輦内装用資材製造設備 (足利第一工場)

当連結会計年度の企業集団の設備投資総額は54億円であります。

2) 当連結会計年度中に継続中の主要設備の新設、拡充

プラスチック事業 車輦内装用資材製造設備および建物新設
(阿基里斯(佛山)新型材料有限公司)

産業資材事業 ウレタン製造設備 (滋賀第二工場)

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 99 期 (2018年4月 ～2019年3月)	第 100 期 (2019年4月 ～2020年3月)	第 101 期 (2020年4月 ～2021年3月)	第 102 期 (2021年4月 ～2022年3月)
売 上 高 (百万円)	85,705	80,225	73,617	75,953
経 常 利 益 (百万円)	2,004	2,048	2,080	1,595
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	338	1,895	3,215	1,525
1株当たり当期純利益 (円)	20.50	120.33	204.72	97.12
総 資 産 (百万円)	74,891	72,255	76,862	80,123
純 資 産 (百万円)	41,763	41,353	46,386	47,728
1株当たり純資産額 (円)	2,620.91	2,632.34	2,952.98	3,049.81

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 対処すべき課題

ウクライナ情勢の悪化や世界経済の回復などに伴う原油価格の高騰、半導体不足などが景気回復に影響を与えることが予想されます。

また、今後も新型コロナウイルス感染症の流行は継続するものと考えられますが、ワクチン接種の進展に伴う行動制限の緩和や経済対策の実施により、経済は回復に向かうものと期待されます。しかし、感染収束までは感染拡大防止と経済活動活性化のバランスを図る取り組みが続き、不安定な状況が継続するものと考えられます。

中長期的には、国内では少子高齢化の進行に伴い、人口減少と年齢構成の変化による生産活動や消費行動の一層の多様化が予測され、世界的には、新興国の生産・消費が回復・拡大すると予想されます。その一方で、SDGs(持続可能な開発目標)の重要性がさらに増し、脱炭素社会に向けて企業の変革が求められると思われれます。また、AI、ICT技術の発達は新たな事業を創出・拡大する反面、既存事業の構造や働き方の改革が求められることが予想されます。

また、大きな自然災害や感染症の拡大により、多数の尊い人命が奪われ、経済活動にも大きな影響を与えましたが、このような不確実性の高い社会に対応する柔軟で強靱な体質を作り上げていかなければなりません。

世界・日本における生産や消費の大きな変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、当社グループが保有する技術と経営資源を最大限に活かし、積極的・効率的な展開を図ることにより「企業に社会に未来に、新たな価値を創り続けていくこと」で『人と環境にやさしく快適な生活空間を創造する企業』を目指します。

この目標を実現するために当社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

【事業戦略】

- ① 脱炭素社会に向けた事業の強化
 - 1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）実現のための断熱資材事業の強化
 - 2) 脱プラスチックに対応したバイオマス・生分解性素材事業の拡大
 - 3) 既存プラスチック製品のリサイクル化の推進
- ② 人口動態に連動した課題解決のための事業育成
 - 1) 超高齢化社会に対応した事業の推進
 - 2) 食品ロス対策、農産品の国内自給率向上のための事業強化
- ③ 防災事業の拡大
 - 一元化した災害対策・防災・感染症対策製品事業の強化
- ④ 海外事業の拡大推進
 - 1) 米国 ACHILLES USA, INC.・・・医療用フィルム
 - 2) 中国 阿基里斯（佛山）新型材料有限公司（2022年中稼働予定）・・・車輛素材
 - 3) 既存・新設の海外製造・販売拠点を活かし、新規分野に挑戦
- ⑤ 生活基盤整備に資する中間財の高品質化によるシェア拡大
 - 機能性フィルム、機能性発泡材料の開発による高品質化

【経営基盤の強化】

- ① シューズ事業の収益性改善
 - カテゴリーの選択による収益力向上
- ② 顧客起点に立ち、省資源を基本とした迅速な新商品開発
 - 軟・硬質ウレタン新素材開発と加工製品開発等
- ③ 設備更新による競争力向上
- ④ 再生可能エネルギーの積極的使用など、CO₂排出量を極小化した生産活動の推進
- ⑤ スマートプロセス・デジタル技術による生産性向上
- ⑥ 物流改革によるCO₂削減、収益性改善

⑦ グローバルな事業展開、DX等を牽引する多様な人材の育成、働き方改革の推進による労働生産性の向上

持続的成長を遂げ企業価値を高めることを目的としてグループ全員が情熱と論理をもって、国際的に逞しい会社を目指し、より大きな価値を創造する企業集団を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要品目は下記のとおりであります。

<シューズ事業>

瞬足、SL BY SYUNSOKU（エスエル バイ シュンソク）、n☆p school（ニコ☆プチスクール）、HYPER JUMPER（ハイパージャンパー）、アキレス・ソルボ、フォートゥー スリー デザインズ、SPALDING、ALL DAY Walk（オールデイウォーク）、OUTDOOR PRODUCTS（アウトドアプロダクツ）、MEDIFOAM（メディフォーム）、BROOKS（ブルックス）、校内履シューズ、職域シューズ、ブーツ、衝撃吸収用インソール

<プラスチック事業>

車輦内装用資材

キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材

一般レザー・カブロン・ラミネート

カレンダーレザー、キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材（家具用、靴用、建材用、衣料用、工業資材用）

フィルム

フィルム：産業・工業用（半硬質フィルム、オレフィンフィルム）

一般用（軟質フィルム・シート）

機能性（クリーンルーム用カーテン、ドアカーテン）

農業資材：被覆資材（農業用ビニールフィルム、農業用POフィルム）

関連資材（生分解性マルチフィルム、施設園芸用塗布型遮光剤）

建装資材

床材：住宅用・店舗用クッションフロア、商業用重歩行シート

壁材：住宅用・店舗用壁装材、天井材

防災対策商品

ゴム引布（ターポリン）、ゴムシート（フィルム）、排水管用継手（アキレスジョイント）、インフレーターブルボート、エアertent、エア水槽、背負い式消火水囊

<産業資材事業>

ウレタン

軟質ウレタンフォーム、日用雑貨、寝具、家具、車輻用、素材および加工品

断熱資材

断熱用硬質ウレタンボード、断熱屋根材、断熱システム（原液、発泡機および附帯設備）、スチレンブロック、化粧型枠材（マトリックス）、EPS土木工法用ブロック、トンネル裏込補修用ウレタン注入工法（T n - p工法）

工業資材

静電気対策品、OA機器部品、半導体分野向け搬送用部材と搬送用部材の回収・洗浄・リユース等のサービス業務、医療機器筐体、RIM成形品

衝撃吸収材

サポーター、足底板用パッド、マット、工業用防振材

(5) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	関 西 支 社	大 阪 市 北 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 北 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
	足 利 第 一 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 二 工 場	栃 木 県 足 利 市
	滋 賀 第 一 工 場	滋 賀 県 野 洲 市
	滋 賀 第 二 工 場	滋 賀 県 豊 郷 町
	美 唄 工 場	北 海 道 美 唄 市
九 州 工 場	福 岡 県 飯 塚 市	
子会社	A C H I L L E S U S A, I N C.	ア メ リ カ 合 衆 国 ワ シ ン ト ン 州
	阿基里斯 (上海) 国際貿易有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
	アキレスコアテック(株)	東 京 都 墨 田 区
	関東アキレスエアロン(株)	栃 木 県 足 利 市
	大阪アキレスエアロン(株)	大 阪 市 北 区

(6) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,651 (420) 名	△11 (△2) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,255 (242) 名	△1 (+2) 名	41.1歳	19.1年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACHILLES USA, INC.	6,720千米ドル	100.0%	プラスチック製品の製造・販売
阿基里斯 (佛山) 新型材料有限公司	300百万人民币	100.0%	車輻内装用資材の製造・販売

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,950百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,600
株式会社三井住友銀行	700

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,862,714株 (自己株式213,100株を含む)
- ③ 株主数 13,413名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,709千株	10.93%
東京アキレス協和会	751	4.80
株式会社みずほ銀行	710	4.54
足利アキレス協和会	574	3.67
大阪アキレス協和会	516	3.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	436	2.79
朝日生命保険相互会社	431	2.76
株式会社三菱UFJ銀行	352	2.25
株式会社足利銀行	343	2.20
セコム損害保険株式会社	315	2.01

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式213千株があり、持株比率は自己株式を除いて算出しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 守	
専務取締役	日景 一郎	営業部門統轄兼シューズ部門担当
常務取締役	藤澤 稔	管理部門統轄兼CSR担当 (アキレス商事(株)代表取締役)
取締役	大蔵 孝也	プラスチック部門担当兼車輻資材事業部長 (阿基里斯(上海)国際貿易有限公司、阿基里斯(佛山)新型材料有限公司董事長)
取締役	山本 勝治	産業資材部門担当
取締役	横山 浩樹	製造部門統轄兼産業資材製造本部長
取締役	米竹 孝一郎	(国立大学法人山形大学名誉教授)
取締役	佐藤 修	
取締役	須藤 昌子	(岩本法律事務所、伊藤忠エネクス株式会社社外監査役)
常勤監査役	山田 茂	
常勤監査役	菊入 信幸	
監査役	有賀 美典	(公認会計士・税理士有賀美典事務所、アクティビア・プロパティーズ投資法人監督役員)
監査役	笠原 智恵	(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー、株式会社クレディセゾン社外監査役、株式会社エムティーアイ社外監査役)

- (注) 1. 取締役米竹孝一郎氏、取締役佐藤修氏および取締役須藤昌子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役有賀美典氏および監査役笠原智恵氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役山田茂氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役有賀美典氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役米竹孝一郎氏、社外取締役佐藤修氏、社外取締役須藤昌子氏、社外監査役有賀美典氏および社外監査役笠原智恵氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

② 執行役員の状況

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	柏瀬功次	建装事業部長兼デザインセンター長
執行役員	小林一俊	安全環境担当兼製造管理本部長
執行役員	松田光弘	関西支社長
執行役員	中山直樹	研究開発本部長
執行役員	海野実	シューズ事業部長兼シューズ第二営業本部長 (ACHILLES HONG KONG CO.,LTD.、榮新科技有限 公司代表取締役)
執行役員	根岸康夫	北米担当兼防災事業部長 (ACHILLES USA,INC.代表取締役)
執行役員	寺岡伸明	管理部門統轄補佐兼コンプライアンス本部長兼社史編纂 担当
執行役員	松宮稔	物流改革担当兼情報システム部長
執行役員	河原雅明	シューズ製造本部長 (アキレス島根(株)代表取締役)
執行役員	河野和晃	経理本部長
執行役員	黒岩登志也	プラスチック製造本部長 (アキレスマリン(株)、アキレスウエルダー(株)代表取締役、 昆山阿基里斯新材料科技有限公司董事長)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	吉田 隆	ウレタン事業部長 (山形アキレスエアロン(株)、関東アキレスエアロン(株)、 大阪アキレスエアロン(株)、九州アキレスエアロン(株) 代表取締役)
執行役員	柳川 達也	海外事業推進担当兼工業資材事業部長兼工業資材販売部長 (阿基里斯先進科技股份有限公司董事長)
執行役員	佐藤 裕二	購買部長
執行役員	中野 浩明	断熱資材事業部長兼断熱資材販売部長 (東北アキレス(株)代表取締役)
執行役員	越智 久生	化成品事業部長兼フィルム販売部長 (アキレスコアテック(株)、アキレス大阪ビニスター(株)代表 取締役)
執行役員	川島 英一	生産革新担当兼品質保証本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役米竹孝一郎氏、取締役佐藤修氏、取締役須藤昌子氏、監査役有賀美典氏および監査役笠原智恵氏の各氏について、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社グループの取締役、監査役、執行役員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して株主や第三者等から提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、被保険者の職務執行の適正性が損なわれない

ようにするため、免責金額を定めております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、過半数を社外(独立)役員メンバーで構成する任意の諮問委員会であるガバナンス委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、また、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように、業績との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責および成果を踏まえた報酬体系としており、適正な報酬水準を踏まえた支給額および客観性、透明性を確保した支給方法とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬制度は、取締役報酬規程により定めるものとし、固定報酬と、目標とする経営指標に対する達成状況および経営能力考課により変動する業績連動報酬から構成しております。ただし、業務執行から独立した立場である社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

なお、取締役報酬規程は、ガバナンス委員会での審議を前提として、取締役会の決議により定めるものとし、改定する場合も同様としております。

イ. 固定報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

固定報酬は、取締役報酬規程で、職責、他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮して基準報酬額を設定し、基準報酬額をベースとして算出された金額の3割につき、月例の現金報酬として支給いたします。

ウ. 業績連動報酬等の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬の算定に使用する指標は、取締役報酬規程で定め、短期的な収益性の観点から売上高経常利益率を、中・長期的な企業価値向上の観点から自己資本利益率および総資産経常利益率を採用し、また将来に向けた持続的な組織運営能力の観点か

ら定性的な経営能力考課も考慮いたします。

当該事業年度の個人別の業績連動報酬額は、算定に使用する指標につき、前事業年度に過去5年間の平均値を基準として目標テーブルを設定し、それに対する前事業年度の各指標における目標達成度、および経営能力考課につき、あらかじめ定められたウェイトを加味して算定いたします。算定された金額は、月例の現金報酬として支給いたします。

なお、業績連動報酬額の算定に使用する指標における目標テーブルについては、設定時にガバナンス委員会の審議を受けることとしております。

固定報酬と業績連動報酬の比率の目安は、3：7としております。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬の総額については株主総会の決議により決定することを定款で定めており、取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議により決定された報酬総額の範囲において、取締役会の委任により、代表取締役社長が具体的内容について決定することとしております。その権限の内容は、取締役報酬規程に則り、各取締役の基準報酬額を定めるものとしております。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は、ガバナンス委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	181 (23)	76 (23)	105 (一)	— (一)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	46 (13)	46 (13)	— (一)	— (一)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	228 (37)	122 (37)	105 (一)	— (一)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、短期的な収益性の観点から売上高経常利益率を、中・長期的な企業価値向上の観点から自己資本利益率および総資産経常利益率を採用しております。業績連動報酬額は、取締役報酬規程で、職責、他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮して定められた基準報酬額から固定報酬部分を控除した金額をベースとし、算定に使用する指標につき、前

事業年度に過去5年間の平均値を基準として目標テーブルを設定し、それに対する前事業年度の各指標における目標達成度、および経営能力考課につき、あらかじめ定められたウェイトを加味して算定いたします。なお、当事業年度における各指標の目標は、売上高経常利益率2.8%、自己資本利益率4.3%、総資産経常利益率3.2%を中心値として設定し、それぞれの実績は、売上高経常利益率2.8%、自己資本利益率7.3%、総資産経常利益率2.8%となっております。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会決議により、年額350百万円以内と決議しており、その範囲内で賞与等を支給できるものとされております（使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会決議により、年額55百万円以内と決議しており、その範囲内で賞与等を支給できるものとされております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
5. 取締役会は、2021年3月29日開催の取締役会決議による取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、代表取締役社長伊藤守に対し、取締役の個人別の具体的な報酬額の決定について委任しております。その権限の内容は、株主総会の決議により決定された報酬総額の範囲において、取締役報酬規程に則り、各取締役の基準報酬の額を定めるものであります。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部分について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は、ガバナンス委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

⑥ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、国立大学法人山形大学名誉教授であります。当社は同大学と共同研究を行っており経費を負担しておりますが、その負担額は僅少であります。
- ・社外取締役須藤昌子氏は、岩本法律事務所における弁護士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、伊藤忠エネクス株式会社における社外監査役であります。当社と同社との間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役有賀美典氏は、公認会計士・税理士有賀美典事務所における公認会計士および税理士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、アクティビア・プロパティーズ投資法人における監督役員であります。当社と同法人との間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役笠原智恵氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業におけるパートナーであります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、株式会社クレディセゾン、株式会社エムティーアイにおける社外監査役であります。当社と同社との間には、取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (19回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 米 竹 孝一郎	16回	100%	-回	-%
取締役 佐 藤 修	16回	100%	-回	-%
取締役 須 藤 昌子	16回	100%	-回	-%
監査役 有 賀 美 典	16回	100%	19回	100%
監査役 笠 原 智 恵	16回	100%	19回	100%

イ. 取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、取締役会に出席し、学識経験者としての客観的・中立的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の観点で、ガバナンス委員会（5回）の委員として、役員的人事・報酬の審議に携わり、コンプライアンス委員会（2回）の委員として、コンプライアンス上の問題について助言、提言を行い、さらに、研究開発本部報告会（2回）では高い専門性を生かした助言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役佐藤修氏は、取締役会に出席し、経営者としての視点から、客観的・中立的な立場で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の視点・立場で、ガバナンス委員会（5回）の委員として、役員的人事・報酬の審議に携わり、コンプライアンス委員会（2回）の委員として、コンプライアンス上の問題について助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役須藤昌子氏は、取締役会に出席し、法律専門家としての視点から、客観的・中立的立場で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の視点・立場で、ガバナンス委員会（5回）の委員として、役員的人事・報酬の審議に携わり、コンプライアンス委員会（2回）の委員として、コンプライアンス上の問題について助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・各社外監査役は取締役会に出席し、監査役有賀美典氏は公認会計士および税理士としての、監査役笠原智恵氏は弁護士としての、専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、阿基里斯（佛山）新型材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,428	流動負債	24,406
現金及び預金	7,590	支払手形及び買掛金	12,551
受取手形	3,454	電子記録債務	2,902
電子記録債権	4,591	短期借入金	2,200
売掛金	13,864	未払金	2,387
商品及び製品	9,271	未払法人税等	405
仕掛品	1,690	資産除去債務	33
原材料及び貯蔵品	2,530	その他	3,926
その他	1,485	固定負債	7,988
貸倒引当金	△50	長期借入金	3,000
		繰延税金負債	448
		退職給付に係る負債	4,085
		資産除去債務	370
		PCB廃棄物処理引当金	39
		その他	44
固定資産	35,694	負債合計	32,395
有形固定資産	25,499	(純資産の部)	
建物及び構築物	11,536	株主資本	43,997
機械装置及び運搬具	5,655	資本金	14,640
土地	4,157	資本剰余金	4,838
建設仮勘定	2,680	利益剰余金	24,904
その他	1,468	自己株式	△386
無形固定資産	400	その他の包括利益累計額	3,731
投資その他の資産	9,795	その他有価証券評価差額金	408
投資有価証券	2,863	繰延ヘッジ損益	5
退職給付に係る資産	4,908	為替換算調整勘定	1,087
繰延税金資産	1,290	退職給付に係る調整累計額	2,229
その他	784	純資産合計	47,728
貸倒引当金	△51		
資産合計	80,123	負債・純資産合計	80,123

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		75,953
売上原価		60,293
売上総利益		15,660
販売費及び一般管理費		14,804
営業利益		855
営業外収益		
受取利息及び配当金	73	
その他の	793	866
営業外費用		
支払利息	32	
その他の	95	127
経常利益		1,595
特別利益		
固定資産売却益	640	
投資有価証券売却益	206	
補助金収入	81	927
特別損失		
固定資産除却損	159	
投資有価証券売却損	32	
投資有価証券評価損	100	292
税金等調整前当期純利益		2,229
法人税、住民税及び事業税	598	
法人税等調整額	105	704
当期純利益		1,525
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,525

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	14,640	4,838	24,209	△311	43,377
会計方針の変更による累積的影響額			△45		△45
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,640	4,838	24,164	△311	43,332
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△785		△785
親会社株主に帰属する当期純利益			1,525		1,525
自 己 株 式 の 取 得				△75	△75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	739	△75	664
当 期 末 残 高	14,640	4,838	24,904	△386	43,997

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	686	87	△183	2,418	3,009	46,386
会計方針の変更による累積的影響額						△45
会計方針の変更を反映した当期首残高	686	87	△183	2,418	3,009	46,341
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△785
親会社株主に帰属する当期純利益						1,525
自 己 株 式 の 取 得						△75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△278	△81	1,271	△189	721	721
当 期 変 動 額 合 計	△278	△81	1,271	△189	721	1,386
当 期 末 残 高	408	5	1,087	2,229	3,731	47,728

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,431	流動負債	23,136
現金及び預金	1,391	支払手形	1,134
受取手形	3,155	電子記録債権	2,902
電子記録債権	4,210	買掛金	10,421
売掛金	12,839	短期借入金	2,200
商品及び製品	7,364	未払金	2,033
仕掛品	1,325	未払法人税等	203
原材料及び貯蔵品	1,697	未払消費税	142
前払費用	295	未払費用	1,739
短期貸付金	698	預り金	1,223
その他の金	543	設備関係支払手形	286
貸倒引当金	△90	設備関係電子記録債権	402
		資産除去債務	19
		その他	429
固定資産	34,664	固定負債	7,438
有形固定資産	18,651	長期借入金	3,000
建物	7,066	退職給付引当金	4,001
構築物	910	PCB廃棄物処理引当金	39
機械装置	4,884	資産除去債務	364
車両運搬具	18	その他	33
工具器具備品	606	負債合計	30,575
土地	3,980	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,183	株主資本	37,173
無形固定資産	315	資本金	14,640
ソフトウェア	243	資本剰余金	4,838
その他の資産	71	資本準備金	3,660
投資その他の資産	15,698	その他資本剰余金	1,178
投資有価証券	1,530	利益剰余金	18,081
関係会社株	7,980	その他利益剰余金	18,081
長期貸付金	1,545	固定資産圧縮積立金	149
長期前払費用	145	別途積立金	10,200
前払年金費用	1,879	繰越利益剰余金	7,731
繰延税金資産	2,076	自己株式	△386
その他の金	588	評価・換算差額等	346
貸倒引当金	△48	その他有価証券評価差額金	340
		繰延ヘッジ損益	5
資産合計	68,096	純資産合計	37,520
		負債・純資産合計	68,096

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		61,073
売 上 原 価		49,935
売 上 総 利 益		11,138
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,857
営 業 利 益		280
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	641	
そ の 他	933	1,574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53	
そ の 他	281	335
経 常 利 益		1,520
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	172	176
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	158	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	34	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	100	293
税 引 前 当 期 純 利 益		1,403
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	217	
法 人 税 等 調 整 額	62	
当 期 純 利 益		1,123

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金(注)		
当 期 首 残 高	14,640	3,660	1,178	4,838	17,778	△311	36,945
会計方針の変更による 累積的影響額					△35		△35
会計方針の変更を 反映した当期首残高	14,640	3,660	1,178	4,838	17,743	△311	36,910
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△785		△785
当 期 純 利 益					1,123		1,123
自 己 株 式 の 取 得						△75	△75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	338	△75	263
当 期 末 残 高	14,640	3,660	1,178	4,838	18,081	△386	37,173

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	582	87	669	37,615
会計方針の変更による 累積的影響額				△35
会計方針の変更を 反映した当期首残高	582	87	669	37,580
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△785
当 期 純 利 益				1,123
自 己 株 式 の 取 得				△75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△241	△81	△323	△323
当 期 変 動 額 合 計	△241	△81	△323	△59
当 期 末 残 高	340	5	346	37,520

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	162	10,200	7,415	17,778
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△35	△35
会計方針の変更を 反映した当期首残高	162	10,200	7,380	17,743
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△785	△785
固定資産圧縮積立金の取崩	△12		12	—
当 期 純 利 益			1,123	1,123
当 期 変 動 額 合 計	△12	—	351	338
当 期 末 残 高	149	10,200	7,731	18,081

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022 年 5 月 18 日

アキレス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アキレス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

アキレス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキレス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022 年 5 月 23 日

アキレス株式会社 監査役会

常勤監査役	山田 茂	㊟
常勤監査役	菊入 信幸	㊟
社外監査役	有賀 美典	㊟
社外監査役	笠原 智恵	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー 22階

当社本店

電話 (03) 5338-9200 (代表)



最寄駅	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅下車	1番出口	徒歩約4分
	東京メトロ丸ノ内線/都営大江戸線	中野坂上駅下車	A1出口	徒歩約8分
	都営大江戸線	都庁前駅下車	A5出口	徒歩約10分
	JR線	新宿駅下車		徒歩約15分

※ 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅1番出口付近で当社係員がご案内しております。

※ 新宿フロントタワーのエレベーターは、エレベーターホールC(19~27階用)をご利用下さい。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。